

豊田市再犯防止推進計画

～あなたの再出発を応援します～

令和4年度～令和7年度

令和4年3月

豊田市

はじめに

令和3年版再犯防止白書によると、我が国の刑法犯の検挙者数は平成16年の389,027人をピークに毎年減少を続けており、令和2年の検挙者数は182,582人となっています。

しかし、検挙者のうち再犯者の数の減少幅は少なく、再犯者の占める割合は年々増加し、令和2年の再犯者率は49.1%と、調査を開始した昭和47年以降過去最高となっており、再犯防止対策の必要性・重要性が広く認識されています。こうした状況の中、政府は「再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年12月施行）」に基づき、平成30年度から5か年の「再犯防止推進計画」を策定し、再犯防止等に関する様々な施策を総合的に推進しています。



犯罪をした人の中には、福祉的な支援が必要であるにもかかわらず、地域や社会との関わり等がないため、必要な支援が受けられないまま孤立し、再び罪を犯してしまう人も少なくありません。

刑務所や保護観察所といった刑事司法関係機関において、福祉的な支援が必要な人の社会復帰に向けた様々な支援が行われていますが、高齢、障がい、生活困窮等、様々な生きづらさを抱える人を支援するためには、地域の実情に即した福祉的な知見やネットワークが求められ、刑事司法関係機関による取組には限界があります。

本市においては、令和3年4月から、重層的支援体制推進事業として、身近な地域で世代や属性を超えて相談を受け止め、必要な支援機関に繋ぎ、様々な支援機関の連携の下で支援していく体制が整備されています。

こうした体制を活かし、本計画では、福祉的な支援が必要な対象者が地域で社会生活を送る中で、様々な立場からの見守り、関係者間での定期的な情報交換等により、対象者が孤立しないよう伴走型の支援を進めてまいります。

また、ボランティアとして活躍していただいている保護司会や協力雇用主会をはじめとした民間協力団体への支援、市民への周知・啓発など、刑事司法関係機関との連携の下、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、多くの貴重な意見をいただいた皆様に心から感謝を申し上げますとともに、引き続きの御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年3月

豊田市長 太田 稔彦

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景.....	2
2 計画の位置付け.....	2
3 計画期間.....	3
4 計画の策定体制.....	4
5 計画の対象者.....	5
6 再犯防止とSDGs.....	5
第2章 再犯防止を取り巻く状況	9
1 統計データから見る豊田市の現状.....	10
2 アンケートから見る民間協力者の現状.....	11
3 関係機関へのヒアリングから見る現状.....	13
第3章 計画の基本的事項	15
1 再犯防止推進の視点.....	16
2 再犯防止における市の役割.....	17
3 目指す姿.....	20
4 基本目標.....	20
5 基本的な考え方.....	21
6 計画の体系.....	21
7 成果目標と評価指標.....	25
第4章 施策・事業の展開	27
1 重点施策.....	28
(1) 取組の柱1 つなぎ・見守る.....	28
(2) 取組の柱2 支える.....	35
(3) 取組の柱3 理解する.....	36
2 事業一覧.....	37
第5章 計画の推進体制	49
1 進行管理.....	50
2 評価体制.....	50
巻末資料編	51
1 策定の経過.....	52
2 「(仮) 豊田市再犯防止推進計画」策定委員会設置要綱.....	53
3 用語説明.....	56

第 1 章 計画の策定にあたって

第 1 章では、「豊田市再犯防止推進計画」の必要性や概要などについて説明しています。

▶ 内容

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の位置付け
- 3 計画期間
- 4 計画の策定体制
- 5 計画の対象者
- 6 再犯防止と SDG s

1 計画策定の背景

全国の刑法犯の検挙者数や、刑法犯検挙者中の再犯者数は毎年減少している一方で、初犯者数が大幅に減少していることもあり、再犯者率は高止まりしており、再犯を防止することが重要な課題となっています。

過去、平成16年から平成17年にかけて重大再犯事件が続出し、出所者の再犯防止が課題となっていたことから、「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年）、宣言「犯罪に戻らない・戻さない」（平成26年）、「薬物依存症・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策」（平成28年）など、国では様々な取組を行ってきました。

また、平成28年12月には「再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）」が成立し、国が「再犯防止推進計画」を策定すべきことや、地方公共団体にも再犯防止に取り組む責務が示されたほか、地方再犯防止推進計画の策定が努力義務として位置付けられました。

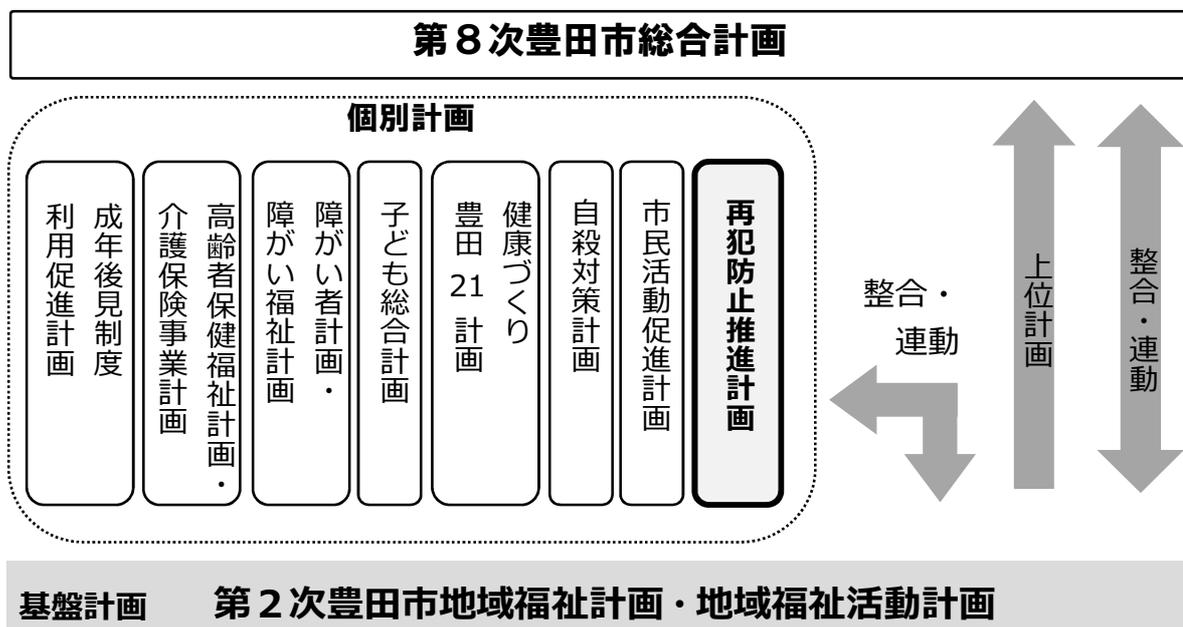
こうした背景の下、豊田市では、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を支援することで、市民の犯罪被害を防止することを目的とした「豊田市再犯防止推進計画」を策定し、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指していきます。

2 計画の位置付け

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項の規定に基づく計画として策定します。

また、社会福祉法第107条に基づく「第2次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「地域福祉計画」といいます。）」（令和2年）に関連する個別計画として位置付けます。

■ 上位計画・関連計画との関係



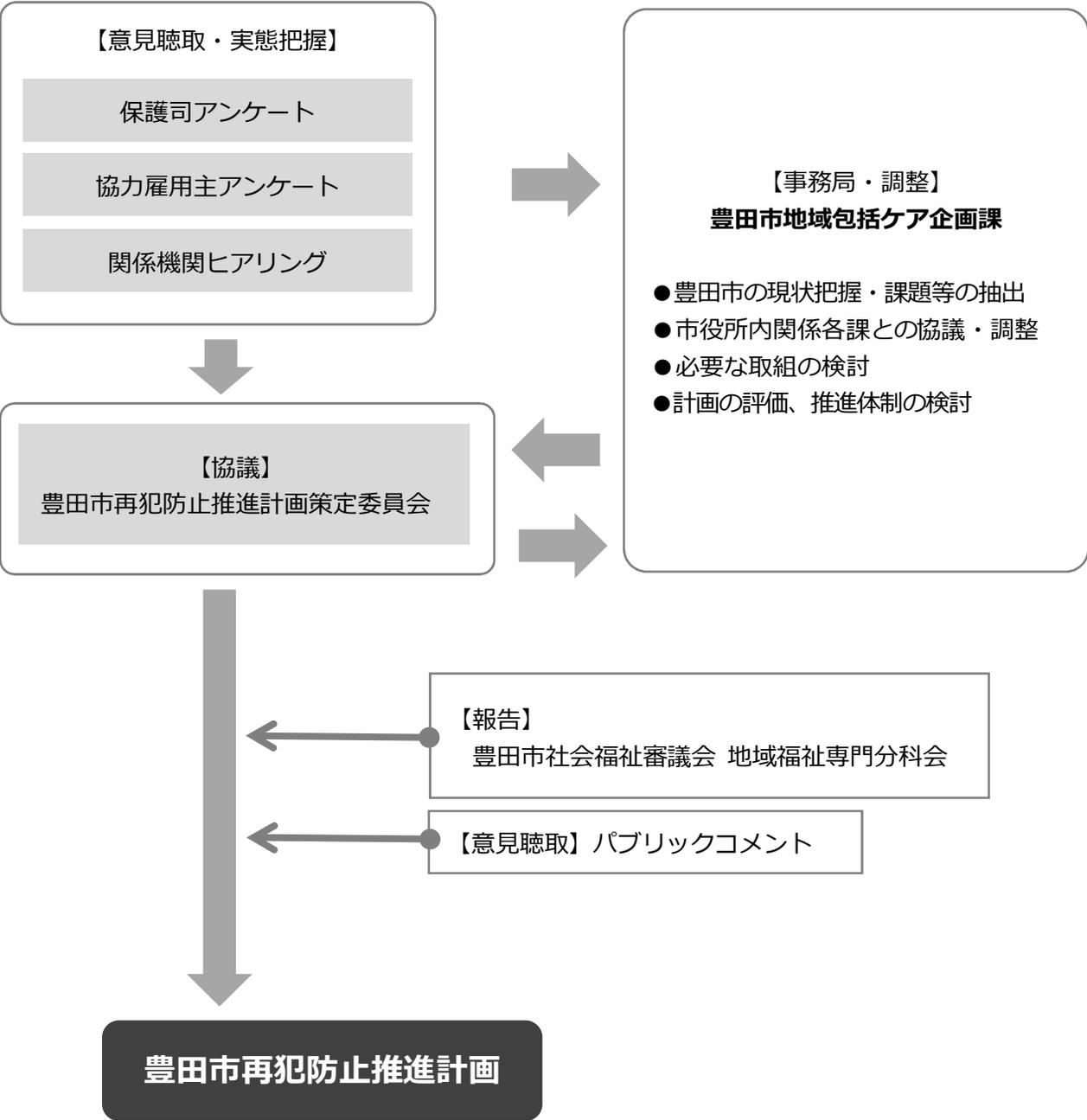
3 計画期間

本計画は、愛知県再犯防止推進計画や、基盤計画である地域福祉計画の終期と合わせ、令和4年度から令和7年度までの4か年を計画期間とします。

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	...
	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	...
豊田市再犯防止推進計画						4か年						
再犯防止推進計画（国）		5か年										
愛知県再犯防止推進計画					5か年							
豊田市総合計画	第8次											
	前期実践計画					後期実践計画				基本構想：2040年を展望		
豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画	第1次			第2次						第3次		

4 計画の策定体制

この計画は、「豊田市再犯防止推進計画策定委員会」を協議の場とし、具体的な検討を行いました。また、アンケートや関係機関へのヒアリング、パブリックコメントの実施を通じて、再犯防止に関わる方の意見を取り入れて策定しました。



5 計画の対象者

本計画の対象者は、犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者で福祉的な支援が必要な者とし、矯正施設出所者のみならず、起訴猶予者、執行猶予者、保護観察を終えた者等も含まれます。

6 再犯防止とSDGs

- 「SDGs」とは、「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称であり、2019年9月の国連サミットで2030アジェンダが採択され、2030年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられました。17の大きな目標と、達成するための具体的な169のターゲットで構成されています。
- 本市は、内閣府よりSDGs達成に向けた取組を先導的に進めていく自治体「SDGs未来都市」として選定されています。本計画においても、SDGsの視点を持って、再犯防止などの課題に対応していく必要があります。



【特に本計画と関連が強いもの】

<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
<p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する</p>	<p>17 パートナースhipで目標を達成しよう</p>	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化</p>

【参考】再犯防止推進計画（国）

再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から令和4年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合
48.7%



安全・安心な社会を実現するためには、
再犯防止対策が必要不可欠

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけの取組には、限界がある



国・地方公共団体・民間が丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

7つの重点課題と主な施策

① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



政府目標（令和3年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、国民が安全で安心して暮らせる「**世界一安全な日本**」の実現へ

出典：法務省ホームページ（「再犯防止推進計画」概要版）

【参考】愛知県再犯防止推進計画

計画期間

2021 年度から 2025 年度までの5年間

対象者

起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行少年若しくは非行少年であった者で、支援が必要な者とします。

計画の基本方針及び重点課題

国の再犯防止推進計画に掲げられている5つの基本方針及び7つの重点課題を踏まえ、愛知県では次の5つの基本方針のもと、6つの重点課題について取り組みます。

また、モデル事業の成果を踏まえ、犯罪をした者等に対する社会復帰支援や職場定着支援について、国の協力を得ながら関係機関・団体等の連携を強化していきます。

〔5つの基本方針〕

- (1) 国、県、市町村、民間団体等による緊密な連携協力を確保し、犯罪をした者等が孤立することなく、社会の構成員として円滑に社会復帰できる社会の実現に向けて、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進します。
- (2) 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにします。
- (3) 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等の存在を十分に認識するとともに、犯罪をした者等が犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解して、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて、再犯防止に取り組みます。
- (4) 県内の犯罪等の実態を踏まえて、必要に応じて関係機関や民間団体等から意見聴取を行うなどし、社会情勢に応じた再犯防止の施策に取り組みます。
- (5) 再犯防止の取組について、広く県民の関心と理解を得られるよう、分かりやすく効果的な広報に取り組みます。

〔6つの重点課題〕

- I 国・民間団体等との連携強化
- II 就労・住居の確保
- III 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- IV 非行の防止及び学校と連携した修学支援等
- V 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援等
- VI 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等

【参考】愛知県再犯防止推進計画

施策の展開及び県における主な取組

I 国・民間団体等との連携強化

- 1 国・民間団体等との連携強化
・愛知県再犯防止連絡協議会の運営 等

II 就労・住居の確保のための取組

- 1 就労の確保等
・就労支援事業、職場定着支援事業 等
- 2 住居の確保
・住宅確保要配慮者居住支援法人の指定、住居確保給付金の支給 等

III 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

- 1 高齢又は障害のある者等への支援
・地域生活定着支援センター事業 等
- 2 薬物依存を有する者への支援
・依存症治療拠点機関・依存症専門医療機関の選定 等

IV 非行の防止及び学校と連携した修学支援等のための取組

- 1 非行の防止及び学校等と連携した修学支援等
・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充 等

V 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援等のための取組

- 1 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援等のための取組
・女性相談センター事業における相談受付 等

VI 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組

- 1 民間協力者の活動の促進等
・愛知県弁護士会における「よりよい弁護士制度」の運営に対する協力 等
- 2 広報・啓発活動の推進
・7月の再犯防止啓発月間における啓発活動の実施 等

出典：愛知県ホームページ（「愛知県再犯防止推進計画 概要版」）

第2章 再犯防止を取り巻く状況

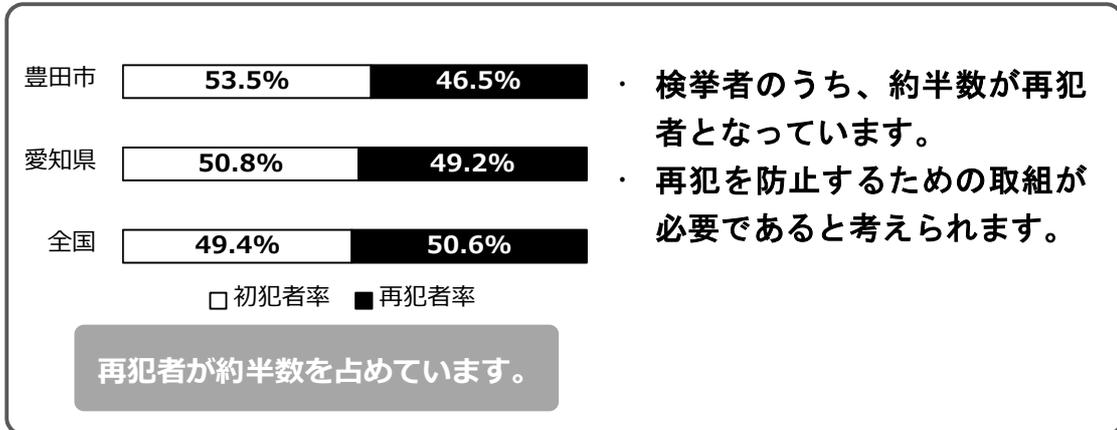
第2章では、統計データなどから本市の再犯防止の現状をまとめています。

▶ 内容

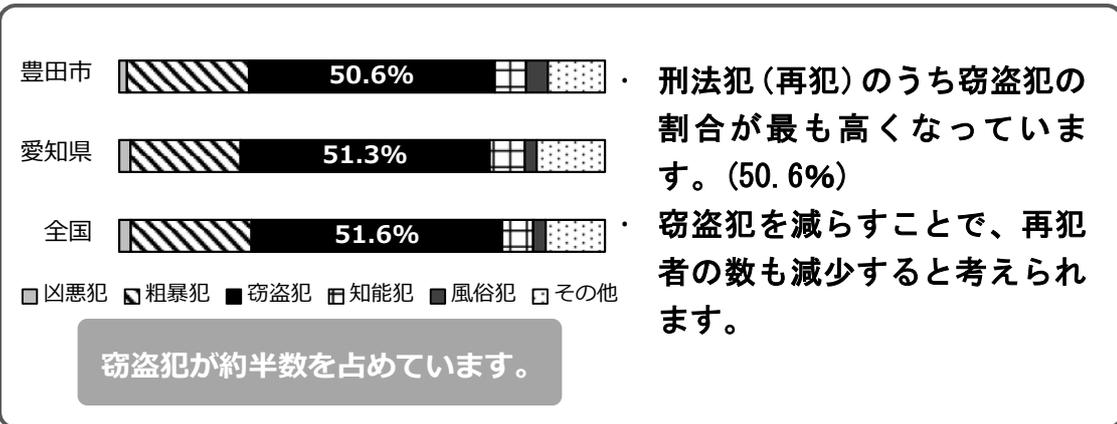
- 1 統計データから見る豊田市の現状
- 2 アンケートから見る民間協力者の現状
- 3 関係機関へのヒアリングから見る現状

1 統計データから見る豊田市の現状

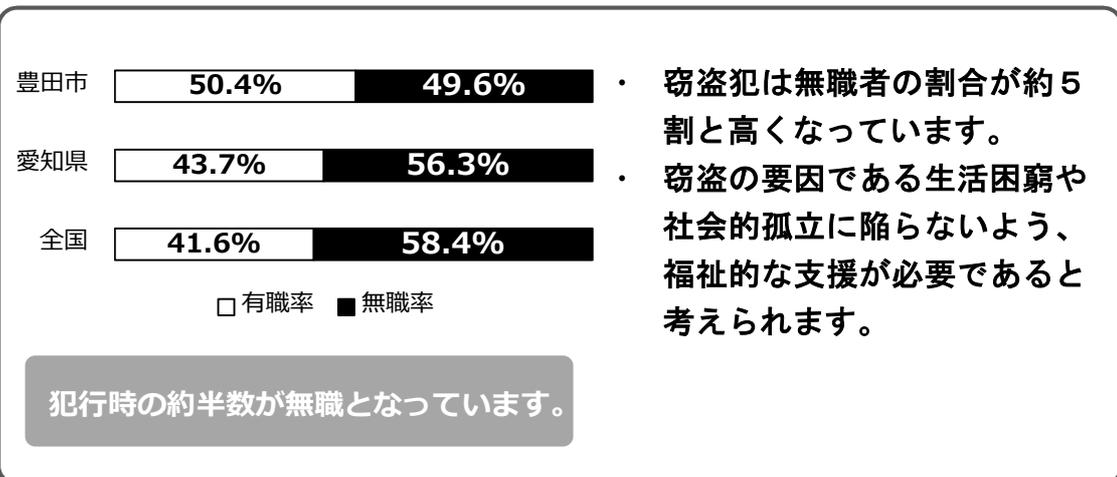
(1) 初犯者・再犯者の内訳



(2) 刑法犯の罪種内訳 (再犯)



(3) 窃盗犯の犯行時の無職者割合



出典：令和2年・法務省名古屋矯正管区提供データを基に豊田市作成

2 アンケートから見る民間協力者の現状

(1) 調査の概要

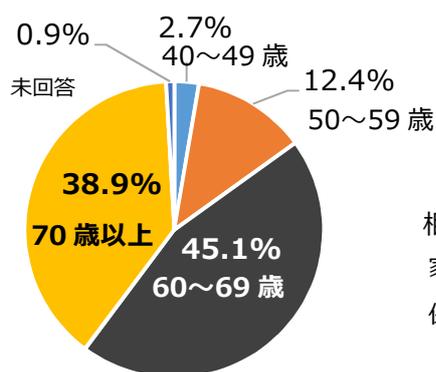
この調査は、本計画を策定するに当たり、民間協力者として活動している保護司及び協力雇用主を対象に、現状や課題等を把握し、計画づくりに活用することを目的に実施しました。

対象	調査期間	回収状況	
		回収数	回収率
豊田市の保護司 129名	令和3年 4月30日～5月14日	113件	87.5%
豊田保護区協力雇用主会 45事業所		35件	77.7%

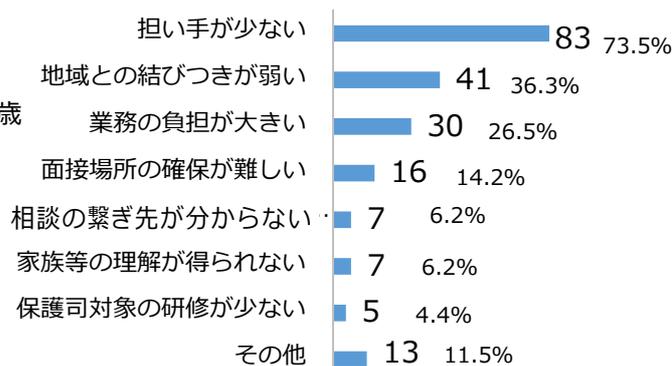
(2) 調査結果の概要

保護司の高齢化が進んでいます。また、担い手不足、地域とのつながりの希薄化、業務負担の過多といった声が挙げられています。

■ 保護司の年齢構成



■ 保護司活動の困りごと（複数回答可）

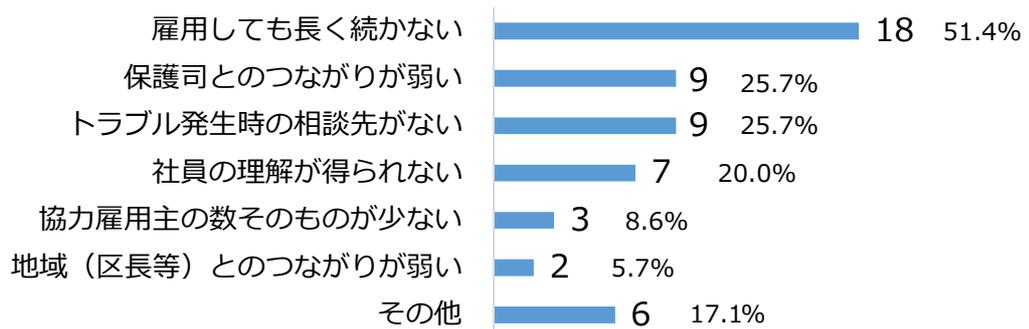


- ・約7割が「担い手が少ない」と回答しています。
- ・次いで、約3割が「地域との結びつきが弱い」「業務の負担が大きい」と回答しています。

※保護司の任用については、保護観察所の長が、候補者を保護司選考会に諮問して、その意見を聴いた後、法務大臣に推薦し、推薦を受けた者のうちから法務大臣が委嘱することとなっています。

協力雇用主が対象者を雇用しても仕事が長く続かないだけでなく、トラブル発生時の対応について苦慮しています。

■ 協力雇用主の困りごと（複数回答可）



- ・ 約5割が「雇用しても長く続かない」と回答しています。
- ・ 次いで、約2割が「トラブル発生時の相談先がない」「社員の理解が得られない」と回答しています。

3 関係機関へのヒアリングから見る現状

(1) ヒアリング先

区分	機関・団体名
国	名古屋地方検察庁、名古屋地方検察庁岡崎支部 名古屋矯正管区、名古屋刑務所、愛知少年院 コレワーク中部、名古屋保護観察所
愛知県	愛知県地域生活定着支援センター
民間団体	愛知県弁護士会、愛知県社会福祉士会 愛知県就労支援事業者機構 豊田市保護司会、豊田保護区協力雇用主会 豊田市更生保護女性会、更生保護法人徳永会大徳塾
その他	日本福祉大学

(2) 主な意見

- 刑務所等からの出所、執行猶予・起訴猶予により社会復帰するタイミングで、確実に支援機関に繋ぐ必要があるが、現時点では関係する支援機関に確実に繋がっているとは言えない。
- 刑務所や検察等の刑事司法関係機関と、福祉や住居分野の関係機関との繋がりはまだ薄く、お互いの役割等を理解していない。
- 対象者と保護司の関わりが期間限定であり、それを過ぎると関わりが途切れてしまう。
- 保護司の高齢化が進んでおり、担い手不足が課題である。
- 協力雇用主に関しては、登録している企業の業種の約6割が中小の建設業・土木業であり、様々な業種の企業に登録をお願いしていく必要がある。
- 民間協力団体（保護司、更生保護女性会等）の活動が市民に知られていないため、後継者が不足している。

第 3 章 計画の基本的事項

第3章では、再犯防止の様々な取組を進めていく上での考え方を説明しています。目指す姿、基本目標や計画の体系などを示しており、第4章に掲載された具体的な事業や取組の基本的事項となっています。

▶ 内容

- 1 再犯防止推進の視点
- 2 再犯防止における市の役割
- 3 目指す姿
- 4 基本目標
- 5 基本的な考え方
- 6 計画の体系
- 7 成果目標と評価指標

1 再犯防止推進の視点

再犯防止を取り巻く状況等を踏まえ、再犯防止を推進するためには、以下の視点が重要であると考えられます。

全体の視点

- 刑法犯の中で最も件数が多い窃盗犯に着目し、早い段階から要因として考えられる生活困窮、社会的孤立等に陥らないような福祉的な支援を行うことで、窃盗を始めとした再犯の防止を目指していきます。

視点① 関係機関との連携を強化する必要があります

- 対象者が社会復帰する際には、刑事司法関係機関、福祉支援機関等が集まって本人の支援について話し合うなど、必要な支援に確実に繋がる体制を構築していきます。
- 地域へ移行した後も、様々な機関との連携による継続的・伴走型の支援ができる体制を構築していきます。

視点② 民間協力者への支援を行う必要があります

- 保護司の確保については、法務省が取り組んでいるところですが、地域でも保護司の活動しやすい環境を整えるとともに、保護司とともに、対象者を支援できる体制を構築していきます。
- 就労後の継続的な支援やトラブル発生時の相談先を確保するなど、協力雇用主が安心して対象者を雇用できる体制を構築していきます。

視点③ 関係機関等へ周知・啓発を行う必要があります

- 対象者を受け入れる福祉事業所、地域、事業者などに対し、丁寧な周知・啓発活動を行っていきます。
- 刑事司法関係機関、福祉支援機関、民間協力者等が、お互いの役割を理解するとともに、顔の見える関係を構築していきます。

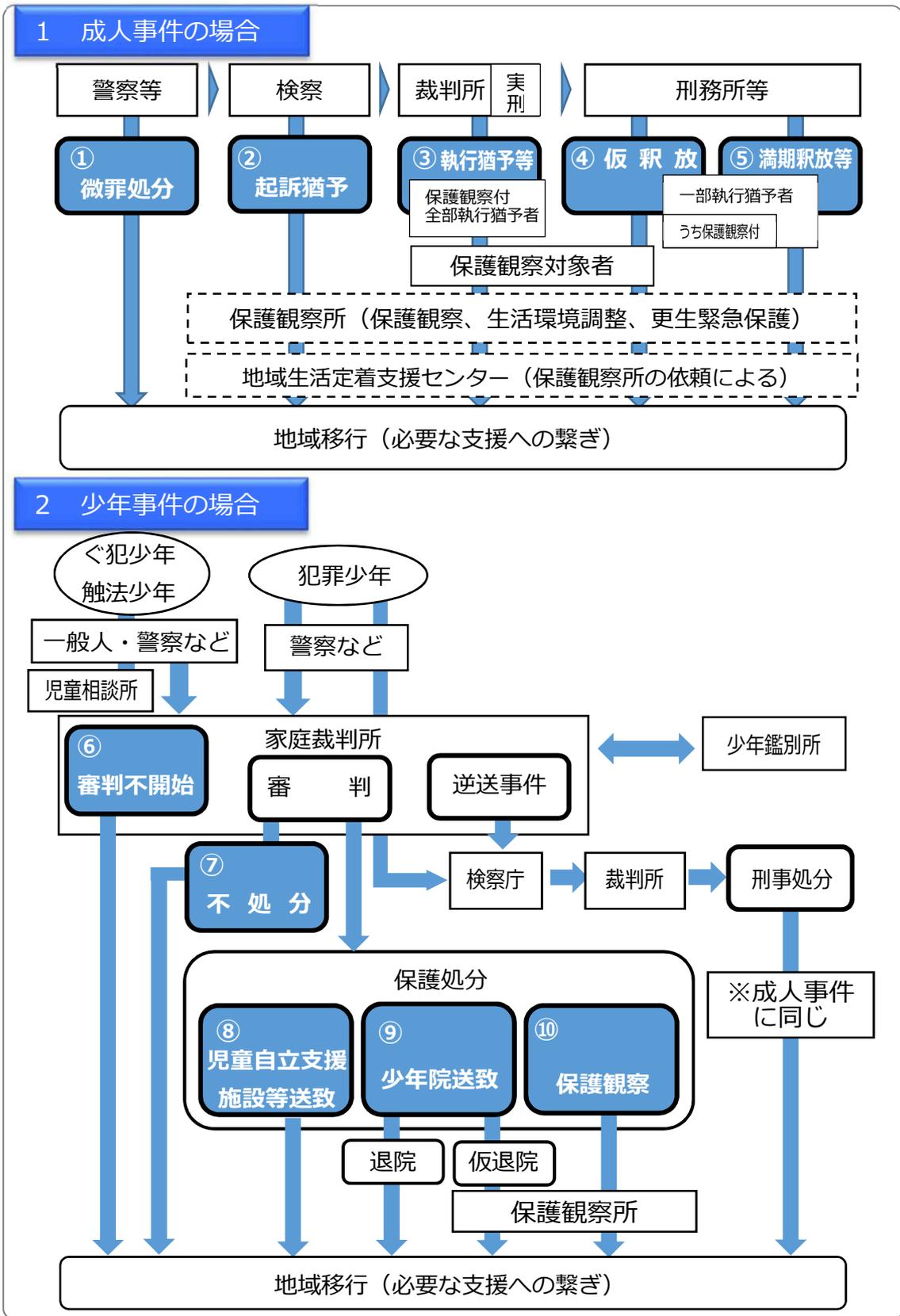
2 再犯防止における市の役割

- 再犯防止推進法においては、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、再犯防止施策を講ずることとしています（第24条）。
- 国の再犯防止推進計画加速化プラン（令和元年12月）では、「国は、原則として刑事司法手続の範囲で、各種の社会復帰支援を実施する役割を有している。」としています。
- また、「地方公共団体は、刑事司法手続終了後も含め、犯罪をした者等のうち、保健医療・福祉サービスといった各種の行政サービスを必要とするもの、特に、こうしたサービスへのアクセスが困難であるものに対して適切にサービスを提供することはもとより、複合的な課題を抱えるものについては適当な行政サービスに繋げ、地域移行を図るなど、国と連携して息の長い支援を実施する役割を有している。」としています。
- こうしたことを踏まえ、市は、統計データ、関係機関へのヒアリング、実際のケース、アンケート調査から見てきた課題等に対して、国・県との連携等によって主体となって実施する具体的な取組を推進していきます。

【例：福祉的な支援が必要な対象者の地域移行における国・県・市の役割】

区分	主な役割	関係機関
国	・ 起訴猶予、罰金刑、執行猶予者の社会復帰支援 ⇒保護観察所への依頼、自治体・福祉サービス事業所等との直接調整等により必要な支援に繋ぐ	検察庁
	・ 生活環境の調整、保護観察、更生緊急保護	保護観察所
	・ 出所後の生活環境調整 ⇒保護観察所等への情報の提供、連絡・調整、自治体・福祉サービス事業所等との直接調整等により必要な支援に繋ぐ	矯正施設
県	・ 保護観察所からの依頼に基づき実施する、入所者等のコーディネート業務、コーディネート業務対象者のフォローアップ業務及び被疑者等支援業務並びに相談支援業務	地域生活定着支援センター
市	・ 支援のコーディネート・提供、継続的な見守り ⇒国・県からの依頼により、対象者を必要な支援機関に繋ぎ、複雑な課題に対しては支援機関のネットワークの下で支援する	福祉総合相談課 始め支援機関

【参考】犯罪をした者等が地域移行するまでの流れ



用語解説

① 微罪処分	犯罪事実が極めて軽微で、かつ、検察官から送致の手続きをとる必要がないとあらかじめ指定されたものについて、刑事手続きを終了させる処分（例：軽微な窃盗罪、暴行罪等）
② 起訴猶予	罪を犯したことが明白であるが、犯人の性格や年齢、犯罪の軽重など様々な事情を考慮して、起訴しない処分
③ 執行猶予	刑の執行を一定期間猶予し、その期間中にさらに罪を犯さないことを条件として、刑罰の執行から免れさせる制度
④ 仮釈放	更生が期待できる受刑者を刑期満了前に仮に釈放させること。保護観察をつける等、一定の条件が付けられる。
⑤ 満期釈放	刑期満了まで服役していること。
⑥ 審判不開始	軽微な事件であり、教育的な働きかけで十分な場合に審判をしないこと。
⑦ 不処分	教育等の働きかけにより再非行のおそれがないと認められた場合に処分しないこと。
⑧ 児童自立支援施設等送致	開放的な施設での生活指導が相当と判断された場合に、入所させ、必要な指導を行い、自立を支援すること。主に不良行為をした、又は不良行為をするおそれのある少年が対象で比較的低年齢の少年が多い。
⑨ 少年院送致	再非行のおそれが強く社会内での更生が難しい場合、少年院に収容させ、矯正教育を受けさせること。
⑩ 保護観察	社会の中で更生するよう、保護観察官及び保護司による指導監督及び補導援護を行うもの。

3 目指す姿

安心して 自分らしく生きられる 支え合いのまち ～誰一人取り残さない地域共生社会～

本計画の基盤計画である地域福祉計画では「安心して自分らしく生きられる支え合いのまち」を基本理念とし、高齢者、障がいのある人、子ども、生活困窮者、引きこもりその他見守りが必要な人など、対象を限定することなく、誰もが地域の中で、人生の最期まで自分らしい暮らしを送ることができる社会を目指し、様々な取組を進めています。

本計画では、地域福祉計画の理念を踏襲し、犯罪をした者等も、再び罪を犯すことなく地域社会の一員として自分らしく生きられる、誰一人取り残さない地域共生社会を目指していきます。

4 基本目標

地域の支え合いの仕組みづくり

地域福祉計画の基本目標の一つである「地域の支え合いの仕組みづくり」を本計画の基本目標として位置付け、対象者が地域へ移行した後も、様々な主体との連携により、支援が必要な対象者を支援していきます。

5 基本的な考え方

包括的な支援体制の充実

地域福祉計画では、「包括的な相談支援体制の充実」を基本的な考え方の一つとして位置付けています。本計画では、地域福祉計画の基本的な考え方を踏まえ、対象者を一つの団体だけで支援をするのではなく、関係機関が一丸となって支える体制を充実させていきます。

6 計画の体系

目指す姿

安心して 自分らしく生きられる 支え合いのまち
～誰一人取り残さない地域共生社会～

基本目標

地域の支え合いの仕組みづくり

重点施策

目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む必要のある事業をまとめ、重点施策として設定していきます。

基本的な考え方	取組の柱	重点取組
包括的な支援体制の充実	(対象者を) 1 つなぎ・見守る	刑事司法関係機関と連携した円滑な地域移行の推進 地域の支援者を巻き込んだ見守り支援体制の構築
	(協力者を) 2 支える	更生保護活動を行う民間協力者への活動支援
	(再犯防止を) 3 理解する	再犯防止の推進等に対する周知・啓発

事業一覧

国の「地方再犯防止推進計画策定の手引き（令和3年3月）」が示す重点課題を参考に事業を分類しました。

分野Ⅰ 就労・住居の確保

施策	事業名
施策1 就労の確保	① 生活困窮者自立相談支援事業
	② 就労準備支援事業
	③ 生活保護受給者等就労自立促進事業
	④ 障がい者就労・生活支援センター事業
	⑤ 就労支援室、女性しごとテラス運営事業
施策2 住居の確保	① 生活困窮者自立相談支援事業【再掲】
	② 住居確保給付金の支給事業
	③ 一時生活支援事業
	④ 市営住宅入居者募集事業
	⑤ セーフティネット住宅の登録促進事業
	⑥ 住宅確保要配慮者居住支援事業

★：計画開始に伴い実施する事業

◆：重点施策に関連する事業

分野Ⅱ 保健医療・福祉サービス利用の促進

施策	事業名
施策1 高齢者・障がい者 等への支援	① 生活困窮者自立相談支援事業【再掲】
	② 生活困窮者家計改善支援事業
	③ 被保護者家計改善支援事業
	④ 障がい福祉サービス等の提供
	⑤ 地域包括支援センター事業
	⑥ 福祉医療費助成事業
	⑦ 依存症に関する相談支援事業
	⑧ 依存症関連情報誌を活用した啓発事業

分野Ⅲ 学校等と連携した修学支援の実施

施策	事業名
施策1 修学支援の実施等	① 子どもの学習・生活支援事業
	② 生活保護世帯就学支援事業
	③ 青少年の非行・被害防止全国強調月間 ◆

分野Ⅳ 特性に応じた効果的な指導の実施

施策	事業名
施策1 特性に応じた効果 的な指導の実施	① 女性のための相談事業
	② こども発達センターによる発達支援事業
	③ 若者サポートステーション事業

分野Ⅴ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

施策	事業名
施策1 民間協力者の活動の促進等	① 協力雇用主に対する入札優遇制度
	② 更生保護団体への補助事業
	③ 更生保護団体への支援事業
	④ 更生保護サポートセンターへの支援事業
	⑤ 弁護士によるサポート事業 ★ ◆
施策2 広報・啓発活動の推進	① 社会を明るくする運動の推進事業 ◆
	② 更生保護団体の活動周知・啓発 ◆
	③ 青少年の非行・被害防止全国強調月間【再掲】 ◆

分野Ⅵ 国・民間団体等との連携強化

施策	事業名
施策1 国・民間団体等との連携強化	① 弁護士によるサポート事業【再掲】 ★ ◆
	② 司法と福祉の合同研修会 ★ ◆
	③ 再犯防止推進委員会 ★
	④ 民生委員・児童委員や民生委員児童委員協議会との連携
	⑤ 包括的相談支援事業（重層的支援体制推進事業） ◆
	⑥ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ◆ （重層的支援体制推進事業）
	⑦ 多機関協働事業（重層的支援体制推進事業） ◆
	⑧ 参加支援事業（重層的支援体制推進事業） ◆
	⑨ 地域づくり事業（重層的支援体制推進事業）
	⑩ 豊田市地域自立支援協議会

7 成果目標と評価指標

計画全体の進捗を評価するための「成果目標」と取組の柱に位置付けられた事業の進捗を管理する「評価指標」を設定します。

成果目標

目標名	現状値	目標値
豊田署・足助署における検挙者のうち再犯者の数 (R2)	247 件	
刑事司法関係機関から情報提供を受け、支援に繋がった人の割合 ※R3.4~12月までの数値	86%	

評価指標

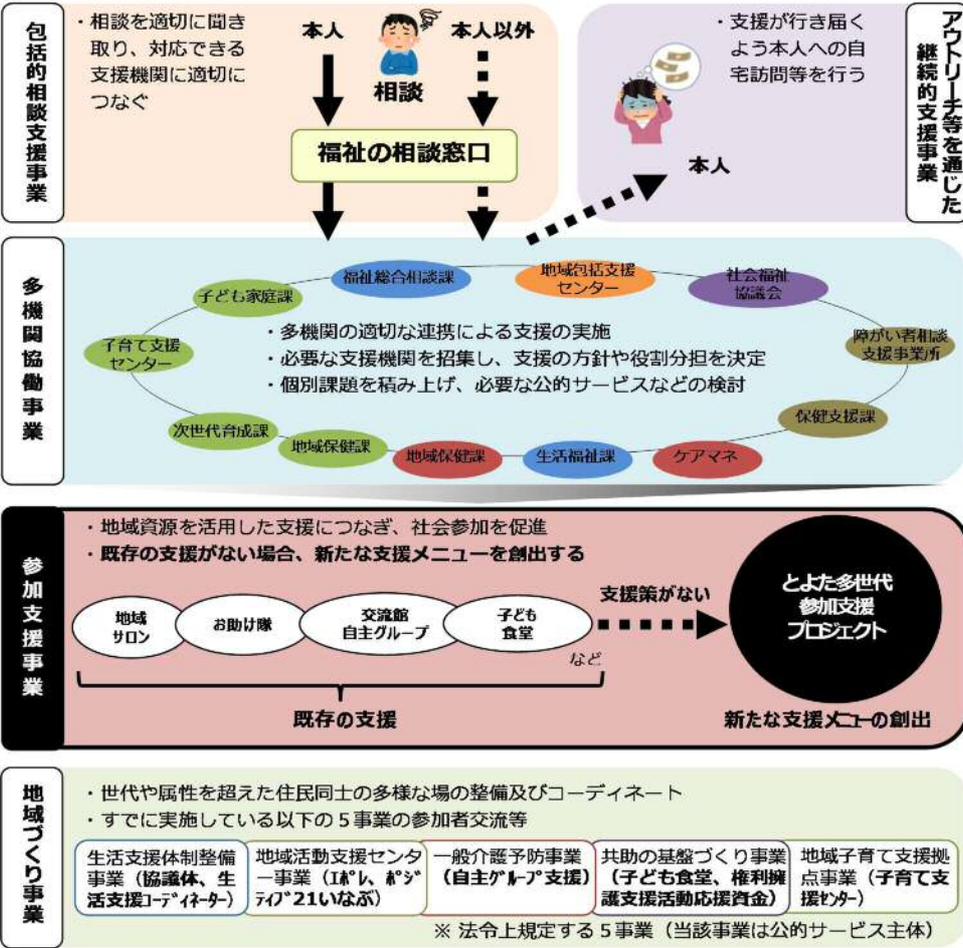
取組の柱	目標名	現状値 (R3)	目標値
1 つなぎ・見守る	刑事司法関係機関から市に入った相談の件数 ※R3.4~12月までの数値	7 件	
2 支える	保護司・協力雇用主から市に入った相談の件数	0 件	
3 理解する	再犯防止に関する周知・啓発件数	31 回	
	様々な職種が参加する研修等の開催回数	0 回	

(参考) 重層的支援体制推進事業

1 重層的支援体制推進事業について

- ・ 近年、8050問題やダブルケアといった複合・複雑化した世帯の課題が増加しており、各専門職間の更なる連携体制が求められています。
- ・ 豊田市では、「重層的支援体制推進事業」として、身近な地域で世代や属性を超えて相談を受け止め、必要な支援機関に繋ぐとともに、複雑な課題に対しては支援機関のネットワークを活用して円滑な連携の下で支援できるよう体制を整備し、誰一人取り残さない支援を実施しています。

2 重層的支援体制推進事業の基本的な流れ



第4章 施策・事業の展開

第4章では、再犯防止の様々な取組を進めていく上での施策や事業の展開について説明します。

▶ 内容

1 重点施策

(1) 取組の柱1 つなぎ・見守る

(2) 取組の柱2 支える

(3) 取組の柱3 理解する

2 事業一覧

1 重点施策

取組の柱 1

つなぎ・見守る

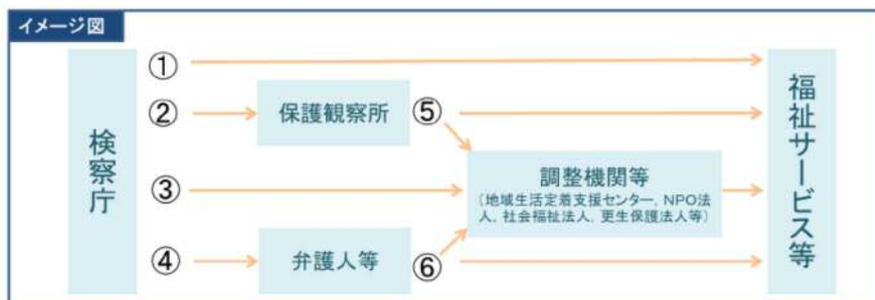
現状と課題・方向性

- 刑事司法手続の流れの中で、起訴猶予、執行猶予、満期出所等、様々な場面で釈放されますが、支援が必要な対象者が円滑に地域移行するためには、司法と福祉の連携による、切れ目のない支援が必要です。
- しかし、刑事司法関係機関と行政・福祉支援機関との連携が不足しており、必要な支援機関にスムーズに繋がらないケースが見受けられます。
- 令和3年度から実施している「重層的支援体制推進事業（P26 参照）」を最大限に活用し、支援が必要な対象者を確実に受け止め、必要な支援に繋げていく体制を構築していきます。
- また、地域へ移行した後は、地域の支援者を巻き込みながら、継続的に支援を行うことができる、伴走型の支援体制を構築していきます。

【参考】 入口支援

入口支援とは、犯罪をした者等で、起訴猶予や執行猶予等の理由により、刑事司法手続の入口段階で地域移行する人に対する支援のことです。

釈放までの時間が限られていることから、福祉サービス等の調整が困難であり、また、刑事司法関係機関と市や支援機関とのつながりがこれまであまり無かったことから、連携の強化が求められています。



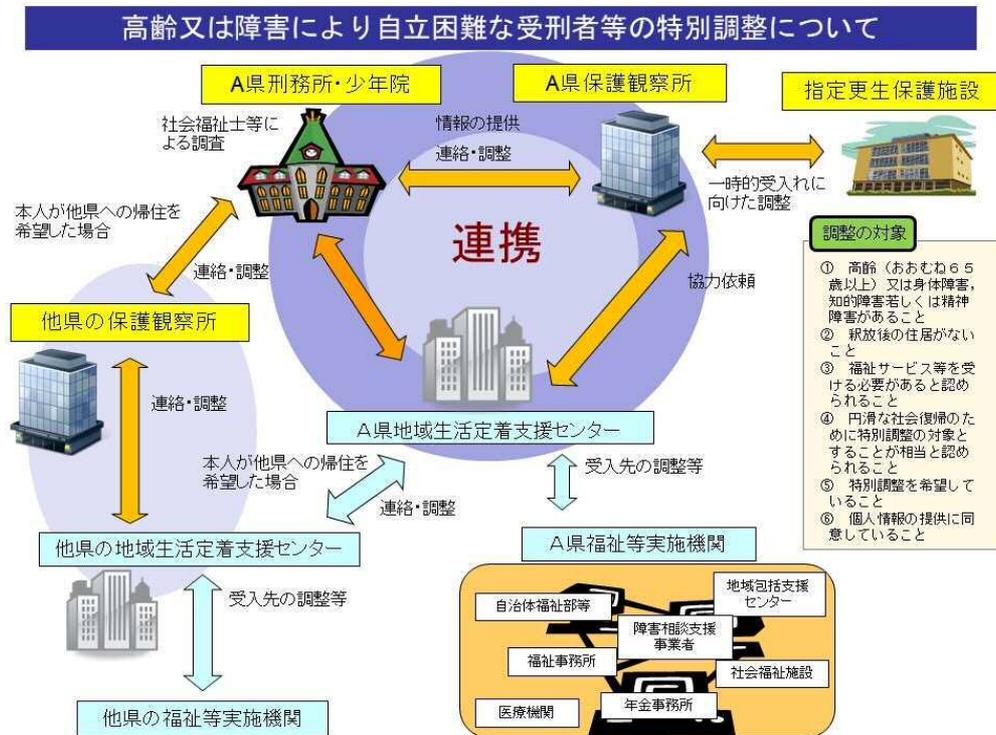
※ イメージ図は「入口支援の実施方策等の在り方に関する検討会検討結果報告書（令和2年3月）」から引用

- ① 検察庁が自ら調整等を行い、福祉サービスに繋ぐ
- ② 検察庁が保護観察所に依頼し、保護観察所が必要に応じて関係機関等とも連携し、福祉サービス等に繋ぐ
- ③ 検察庁が調整機関等に依頼し、調整機関等が福祉サービス等に繋ぐ
- ④ 検察庁が弁護士等に依頼し、弁護士等が必要に応じて調整機関等とも連携し、福祉サービス等に繋ぐ
- ⑤ 保護観察所が直接又は調整機関等と連携して福祉サービス等に繋ぐ
- ⑥ 弁護士等が直接又は調整機関等と連携して福祉サービス等に繋ぐ

【参考】 出口支援

出口支援とは、矯正施設等からの満期出所等の理由により、刑事司法手続の出口段階で地域移行する人に対する支援のことです。

入口支援と同様に、刑事司法関係機関と市や支援機関との連携をより一層強化していく必要があります。



※令和2年版 再犯防止推進白書から引用

重点取組 1 刑事司法関係機関と連携した円滑な地域移行の推進

■ 具体的な取組

① 検察庁及び弁護士との連携による入口支援のモデル実施

(関連する事業番号：VI-1-①②⑤⑥⑦)

- ・ 支援が必要な被疑者・被告人が釈放される際、支援機関に確実に繋げられるよう、名古屋地方検察庁岡崎支部、愛知県弁護士会西三河支部及び豊田市のそれぞれの役割を整理し、三者で合意を図ります。
- ・ 三者が共通の理解の下で入口支援をモデル的に実施し、その効果について検証していきます。

機関名	役割
検察庁 (担当検察官)	・ 支援が必要な被疑者・被告人の情報を勾留中の早い段階から市へ情報提供します。
弁護士 (担当弁護人)	・ 支援が必要な被疑者・被告人の情報を勾留中の早い段階から市へ情報提供します。 ・ 支援プランを作成するために必要な情報を市に代わって勾留中の対象者から聞き取ります。
豊田市 (福祉総合相談課)	・ 検察・弁護士からの情報を基に、支援プラン作成に向けて支援会議を開催します。 ・ 本人の同意が得られた後、多機関協働事業における重層的支援会議を開催し、支援を開始します。

モデル実証のイメージ



既存の制度から外れてしまったものの、福祉的な支援が必要な被疑者・被告人の情報を市に提供します。（包括的相談支援事業）



② 支援会議

市福祉総合相談課



③ 面談

弁護人

市は、支援プラン作成に向けて支援会議を開催します。また、担当弁護人は支援に応じて更なる情報収集を行います。（アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）



⑤ 重層的支援会議

市福祉総合相談課

市は、本人からの同意を得た後、重層的支援会議を開催し、支援を開始します。（多機関協働事業）



④ 釈放

対象者は、釈放後、市の窓口へ行き、支援希望の旨を伝えます。

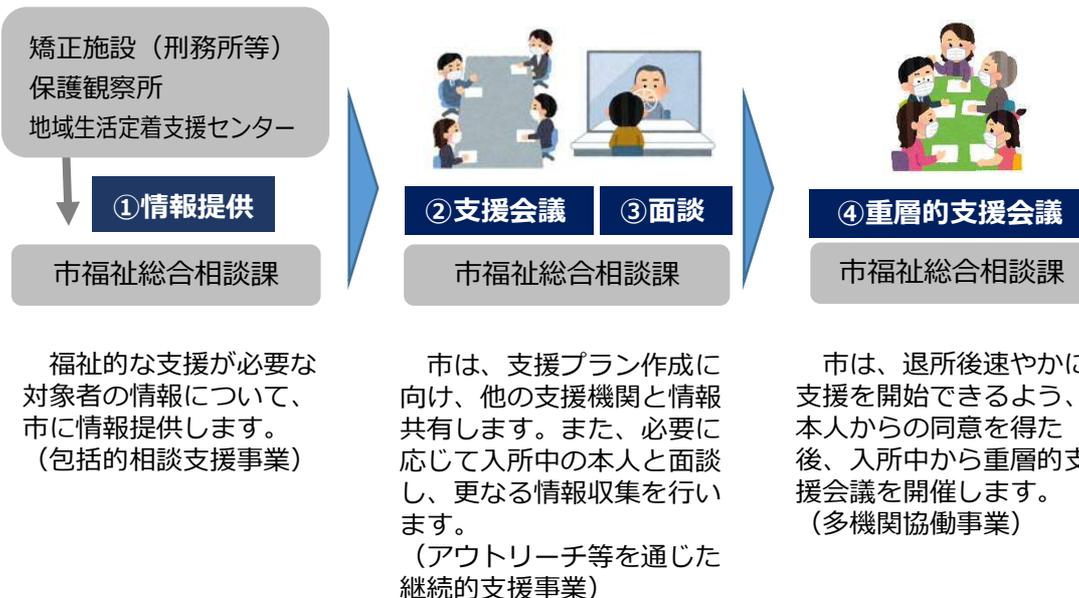
② 矯正施設、保護観察所等との連携による出口支援のモデル実施

(関連する事業番号：VI-1-②⑤⑥⑦)

- ・ 支援が必要な対象者が退所する際、市の支援機関に確実に繋がられるよう、矯正施設（刑務所等）、保護観察所、地域生活定着支援センター及び豊田市のそれぞれの役割を整理し、合意を図ります。
- ・ それぞれが共通の理解の下で出口支援をモデル的に実施し、その効果について検証していきます。

機関名	役割
矯正施設（刑務所等） 保護観察所 地域生活定着支援センター	・ 支援が必要な受刑者等の情報を入所中の早い段階から市へ情報提供します。
豊田市 （福祉総合相談課）	・ 刑務所等からの情報をもとに、支援プラン作成に向けて支援会議を開催します。 ・ 本人の同意が得られた後、多機関協働事業における重層的支援会議を開催し、支援を開始します。

モデル実証のイメージ



重点取組 2 地域の支援者を巻き込んだ見守り支援体制の構築

■ 具体的な取組

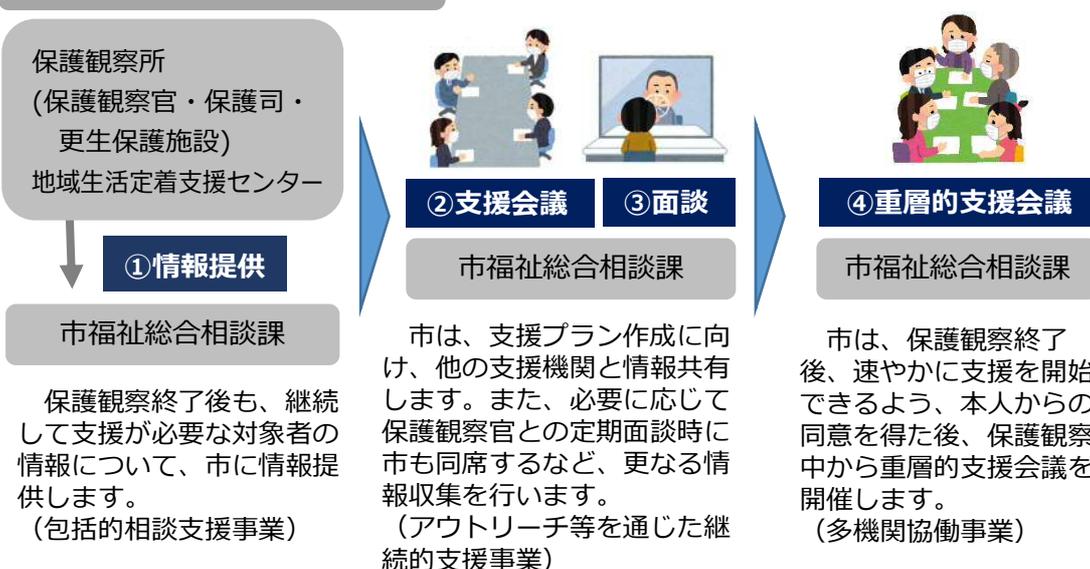
① 保護観察所等との連携による保護観察期間中等からの支援のモデル実施

(関連する事業番号：VI-1-②⑤⑥⑦)

- ・ 保護観察終了後は保護観察官・保護司・更生保護施設が関わることができなくなり、支援が途切れてしまいます。
- ・ 保護観察終了後も必要な支援が継続されるよう、保護観察所(保護観察官、保護司及び更生保護施設)、地域生活定着支援センター及び市の役割を整理し、合意を図り、それぞれが共通理解の下で支援をモデル的に実施し、その効果について検証していきます。

機関名	役割
保護観察所 (保護観察官・保護司・ 更生保護施設) 地域生活定着支援センター	・ 支援が必要な保護観察対象者の情報を保護観察中の早い段階から市へ情報提供します。
豊田市 (福祉総合相談課)	・ 保護観察所等からの情報を基に、支援プラン作成に向けて支援会議を開催します。 ・ 本人の同意が得られた後、多機関協働事業における重層的支援会議を開催し、支援を開始します。

モデル実証のイメージ



② 様々な支援者が参加する重層的支援会議の開催

(関連する事業番号：VI-1-⑦)

- ・ 支援が必要な対象者が地域へ移行した後は、重層的支援体制推進事業における重層的支援会議を開催し、本人の支援について検討します。
- ・ 就労先の協力雇用主、居住先の大家、地域の民生委員等にも重層的支援会議に参加してもらうことで、様々な立場からの見守りを実施できる体制を構築していきます。

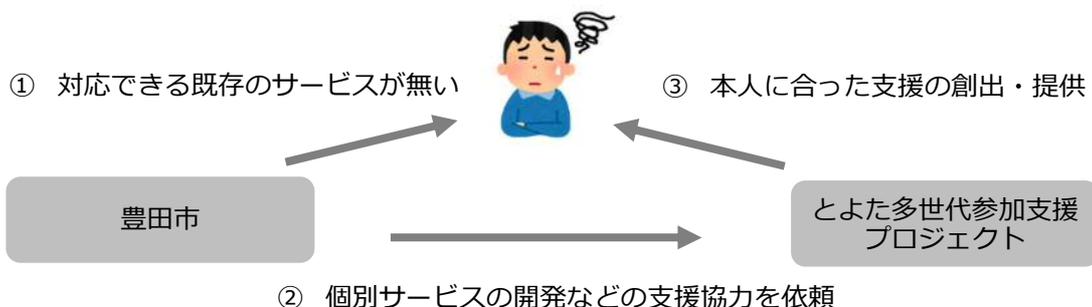
③ とよた多世代参加支援プロジェクトの活用

(関連する事業番号：VI-1-⑧)

- ・ 支援が必要な対象者については、高齢、障がい等の理由により就労することが困難であったり、地域での居場所が見つからず孤立してしまったりすることで、再び罪を犯してしまうことがあります。
- ・ 地域資源を活用した支援に繋ぎ、就労や社会参加を促進するとともに、既存の支援が無い場合は、新たな支援メニューを創出するなど、本人のニーズに合わせた支援を行っていきます。

とよた多世代参加支援プロジェクトの活用イメージ

- 「とよた多世代参加支援プロジェクト」とは、就労や生きがい、居場所の提供等、対象者に合った新たな支援メニューの創出を目的として、高齢、障がい、子ども、若者、生活困窮者などの市内の福祉事業所、一般企業や農家などで構成されています。
- 市と同団体が協定を締結し、民間事業所のノウハウを活用した新たなサービス等を創出することで、対象者に合った支援を創出・提供していきます。



取組の柱 2

支える

現状と課題・方向性

- 支援が必要な対象者が地域で暮らしていくためには、保護司、協力雇用主などの民間協力者による支援が不可欠です。
- 保護司については、高齢化に加え、生活環境の調整、本人との定期的な面談等の活動の負担が大きく、保護司の担い手確保が難しくなっています。
- 保護司の負担軽減や担い手確保に関する支援等を行い、保護司の活動しやすい環境を整えていきます。
- 協力雇用主については、対象者を雇用しても長く続かなかつたり、また、対象者が勤務先でトラブル等を起こしてしまったりするケースがあります。
- トラブル発生時の相談先を確保するなど、協力雇用主が安心して対象者を雇用できる体制を構築していきます。

重点取組 更生保護活動を行う民間協力者への活動支援

■ 具体的な取組

- ① **民間協力者への連携体制の構築** (関連する事業番号：VI-1-⑤⑥⑦)
 - ・ 重層的支援会議を開催し、保護司や協力雇用主などの民間協力者の困りごとを共有するとともに、必要な対策について検討し、民間協力者をサポートしていきます。
- ② **保護司の負担軽減、担い手確保** (関連する事業番号：V-1-②③④)
 - ・ 保護司会活動経費の一部を補助するほか、更生保護サポートセンターや面接会場として、公共施設を無償提供します。
 - ・ 名古屋保護観察所と保護司会が主催する保護司人材に関する情報交換会など、地域との情報交換会の開催にあたって、関係機関・担当部署との調整等、協力します。
- ③ **協力雇用主等へのサポート体制の充実** (関連する事業番号：V-1-⑤)
 - ・ 雇用に関しては愛知県就労支援事業者機構、トラブル発生時の法的なサポートが必要な場合は弁護士というように、必要に応じて適切な支援ができるサポート体制を充実していきます。

取組の柱3 理解する

現状と課題・方向性

- 支援が必要な対象者の受入先として考えられるアパートの管理会社、企業、福祉サービス事業所等の再犯防止に対する理解が乏しく、本人の受入れが断られてしまうケースがあります。
- また、保護司を始めとした民間協力者の活動が地域住民等にあまり知られていない状況となっています。
- 被害者感情に配慮しながら、再犯防止についての周知・啓発活動を行い、理解を広げていきます。
- 刑事司法関係機関と福祉支援機関のお互いの役割が理解されていないことから、適切な支援機関に繋がらないケースがあります。
- 刑事司法関係機関と福祉支援機関の顔の見える関係を構築していきます。

重点取組 再犯防止の推進等に関する周知・啓発

■ 具体的な取組

① 広報とよたを始めとする様々な手段による周知・啓発活動の実施

(関連する事業番号：V-2-①②③)

- ・ 再犯防止啓発月間・社会を明るくする運動の啓発月間である7月に合わせて、広報とよたで特集を組むなど、市民等への啓発を行います。
- ・ 社会を明るくする運動など、保護司会が開催している地域での啓発活動に引き続き協力していきます。

② 多職種が参加する研修会等の開催

(関連する事業番号：VI-1-②)

- ・ 福祉の専門職が参加する研修やケース検討会議において、再犯防止に関する事項をテーマとして取り上げたり、刑事司法関係機関が参加したりすることで、お互いの役割を理解し、顔の見える関係を構築していきます。

2 事業一覧

分野Ⅰ 就労・住居の確保

施策1 就労の確保

- 令和元年における全国の入所受刑者のうち、初入者の無職者は約6割、再入者については約7割となっていることから、安定した就労の確保に向けた取組が重要となります。

① 生活困窮者自立相談支援事業

生活に困りごとや不安を抱えている方から相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

(担当課：福祉総合相談課)

② 就労準備支援事業

直ちに就労が困難な方に6ヶ月から1年の間、計画的に、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

(担当課：福祉総合相談課)

③ 生活保護受給者等就労自立促進事業

ハローワーク等と連携して、被保護者の年齢、職業適性、保有する資格といった特性に応じた適切な就職相談や職業紹介を行い、就職及び就労定着ができるように支援します。

(担当課：生活福祉課)

④ 障がい者就労・生活支援センター事業

障がい者本人や周囲の人々からの就労に関する相談に応じ、個々の状況に適した就労支援を行います。また、関係機関や企業との連携を通して、障がい者の就労支援の拡充を図ります。

(担当課：障がい福祉課)

⑤ 就労支援室、女性しごとテラス運営事業

愛知労働局との一体的就労支援事業として、土日祝日も利用可能な就労支援施設を運営し、キャリアカウンセリング、就労支援セミナー、職業相談及び職業紹介等に対応しています。

(担当課：産業労働課)

施策 2 住居の確保

- 刑務所などを満期出所した者のうち、約 4 割が適当な住居が確保されないまま出所しており、また、これらの者の再犯に至るまでの期間が、出所後、住居が確保されている者と比較して短いことが明らかになっていることから、住まいの確保に向けた取組が重要です。

① 生活困窮者自立相談支援事業【再掲】 37P 事業番号 I-1-①を参照

② 住居確保給付金の支給事業

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。

(担当課：福祉総合相談課)

③ 一時生活支援事業

住居を持たない方、またはネットカフェ等の不安定な住居形態にある方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供します。退所後の生活に向けて、就労支援などの自立支援も行います。

(担当課：福祉総合相談課)

④ 市営住宅入居者募集事業

定期募集・常時募集の2つの方法で市営住宅入居者募集を実施します。

(担当課：定住促進課)

⑤ セーフティネット住宅の登録促進事業

低額所得者、保護観察対象者等の住宅の確保に配慮が必要な方に対して、円滑な入居を促進するため、入居を拒まない賃貸住宅の登録を促進し、情報を公開します。

(担当課：定住促進課)

⑥ 住宅確保要配慮者居住支援事業

住まいに困りごとや不安を抱えている方から、居住支援協議会構成員が相談を受け、連携することにより安心した居住ができる支援を行います。

(担当課：定住促進課)

分野Ⅱ 保健医療・福祉サービス利用の促進

施策1 高齢者・障がい者等への支援

- 高齢者や障がいのある人等、福祉的な支援が必要な人に対して適切なサービス等を提供することで、地域での生活を支えています。

① **生活困窮者自立相談支援事業【再掲】** 37P 事業番号 I-1-①を参照

② **生活困窮者家計改善支援事業**

生活困窮者に対し、収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることの支援を行います。

(担当課：福祉総合相談課)

③ **被保護者家計改善支援事業**

生活保護受給世帯で支援を必要とする世帯に対し、年金や保護費などを計画的に消費また貯蓄することで安定した生活を確保できるよう家計相談等を行います。

(担当課：生活福祉課)

④ **障がい福祉サービス等の提供**

障がいの程度等を踏まえ、個別に支給決定を行う「介護給付と訓練等給付等」や市の創意工夫により利用者状況に応じて柔軟に実施する「地域生活支援事業」によるサービスを提供します。

(担当課：障がい福祉課)

⑤ **地域包括支援センター事業**

関係機関との連携を進め、主に高齢者に対して円滑に必要な支援を行います。介護・福祉・保健・医療など様々な相談を受け、その状況に応じて適切な支援を行います。

(担当課：高齢福祉課)

⑥ 福祉医療費助成事業

犯罪歴の有無に関わらず、高齢者、障害者、母子・父子家庭などに対して、必要な医療費助成を行います。また、薬物依存からの回復のために医療を受ける際の医療費について、保険診療分の自己負担額の全部又は一部の助成を行います。

(担当課：福祉医療課)

⑦ 依存症に関する相談支援事業

依存症問題を抱える当事者及び家族等の相談に応じ、必要な医療、支援機関、自助グループ及び家族教室等に繋がるよう助言を行います。

(担当課：保健支援課)

⑧ 依存症関連情報誌を活用した啓発事業

依存症問題を抱える当事者や家族等に対し、支援機関を掲載した情報誌を作成・配布することで相談先の周知を図り、早期に専門機関に繋がるよう支援します。

(担当課：保健支援課)

分野Ⅲ 学校等と連携した修学支援の実施

施策1 修学支援の実施等

- 非行に至る過程で、または非行を原因として高校を中退する人が多く、令和元年に新たに刑事施設に収容された者の約3割が高校等に進学していないことから、非行の未然防止を進めていくとともに、犯罪をした者等の継続した学びや進学・復学のための支援を進めていきます。

① 子どもの学習・生活支援事業

生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもや生きづらさを抱えた子どもを対象に学習支援・生活支援を行うことで、学習習慣の定着と進学意欲及び社会性の向上を図り、高校への進学及び卒業を支援していきます。

(担当課：福祉総合相談課)

② 生活保護世帯就学支援事業

生活保護受給中世帯の児童生徒の生活状況などの情報を必要に応じて学校と共有し、将来の生活の安定に向けて就学・進学を支援します。

(担当課：生活福祉課)

③ 青少年の非行・被害防止全国強調月間

国の取組に合わせて、各学校において「児童生徒の非行防止のための取組」を実施します(例：薬物乱用防止教室等)。

(担当課：学校教育課)

分野Ⅳ 特性に応じた効果的な指導の実施

施策1 特性に応じた効果的な指導の実施

➤ 対象者の特性に応じた適切な支援を進めていきます。

① 女性のための相談事業

専門の相談員により、女性が抱える様々な悩みに対応する電話相談（クローバーコール）と面接相談を実施します。

（担当課：市民活躍支援課）

② こども発達センターによる発達支援事業

こども発達センターにおいて発達障がい等への支援を行います。

（担当課：障がい福祉課）

③ 若者サポートステーション事業

自立に困難を抱えた若者への相談業務や若者が抱える複合的な課題に対し、包括的な支援、就労体験等を通じた自立支援を行います。

（担当課：次世代育成課）

分野V 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

施策1 民間協力者の活動の促進等

- 保護司会、協力雇用主会、更生保護女性会、BBS会などの民間ボランティアや出所者等を一定期間保護する更生保護施設が活動しやすい環境を整備していきます。

① 協力雇用主に対する入札優遇制度

保護観察対象者等の協力雇用主として登録している事業者に対して、豊田市総合点(※1)及び総合評価方式(※2)で実施する入札において加点対象とします。

(担当課：契約課)

※1：市内本店業者を対象に、一般競争入札に参加する業者を格付けする際に、企業の信頼性・社会性等を評価し豊田市が独自に加算する点数。企業の社会貢献等の取組により、参加可能な入札が増える。

※2：価格と価格以外の要素（技術力、信頼性・社会性等）を総合的に評価して、落札者を決定する入札方式

② 更生保護団体への補助事業

保護司会、更生保護女性会及び協力雇用主会に対して、活動費の一部を補助します。

(担当課：次世代育成課)

③ 更生保護団体への支援事業

保護司会、更生保護女性会、協力雇用主会及びBBS会の事務所機能として、情報収集・提供等を実施します。

また、保護司会に対して、地域との情報交換会の開催支援や、企業・市職員等の退職予定者や現役世代に、保護司の活動内容を周知し、希望者を紹介します。

(担当課：次世代育成課)

④ 更生保護サポートセンターへの支援事業

保護司の活動拠点である更生保護サポートセンターとして、公共施設を無償提供（会議室を月 1 回程度）します。

(担当課：次世代育成課)

⑤ 弁護士によるサポート事業

愛知県弁護士会との連携により、協力雇用主を始め民間協力者を対象に、トラブル発生時等の法的なサポートを行います。

また、入口支援・出口支援の場面において、市の依頼による対象者との面接、窓口までの同行等のサポートを行います。

(担当課：地域包括ケア企画課)

施策 2 広報・啓発活動の推進

- 被害者感情に配慮しながら、様々な機会・媒体を活用して、市民、企業等に対し、再犯防止についての周知・啓発を進めていきます。

① 社会を明るくする運動の推進事業

豊田市推進委員会の構成団体の一つとして、他構成団体と連携して同運動（中央式典や各地区啓発活動、作文コンテストなど）を推進します。

(担当課：次世代育成課)

② 更生保護団体の活動周知・啓発

更生保護団体の活動について、再犯防止の理解が得られるよう、市民に広く周知・啓発します。

(担当課：次世代育成課)

③ 青少年の非行・被害防止全国強調月間【再掲】

42P 事業番号Ⅲ-1-③を参照

分野VI 国・民間団体等との連携強化

施策1 国・民間団体等との連携強化

- 刑事司法関係機関、民間協力団体、地域支援者、福祉支援機関、行政が相互に連携することで、対象者の地域での生活を支援していきます。

① 弁護士によるサポート事業【再掲】 45P 事業番号V-1-⑤を参照

② 司法と福祉の合同研修会

福祉の専門職が参加する研修等において、再犯防止に関する事項をテーマとして取り上げたり、刑事司法関係機関が参加したりすることで、お互いの役割を理解し、顔の見える関係を構築していきます。

(担当課：地域包括ケア企画課)

③ 再犯防止推進委員会

刑事司法関係機関、福祉支援機関、民間協力団体等で構成する委員会を設置し、計画の進捗を管理していきます。

(担当課：地域包括ケア企画課)

④ 民生委員・児童委員や民生委員児童委員協議会との連携

民生委員・児童委員が出席する会議・研修等で本計画の周知をするとともに、関係機関・団体同士での連携を深めて地域で孤立を防ぐ環境を整えていきます。

(担当課：福祉総合相談課)

⑤ 包括的相談支援事業（重層的支援体制推進事業）

相談者の属性、世代、相談内容にかかわらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止めます。

(担当課：福祉総合相談課)

⑥ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（重層的支援体制推進事業）

支援が届いていない人に支援を届けるため、自宅訪問など本人のところまで赴き、関係性を構築しながら支援を行います。

（担当課：福祉総合相談課）

⑦ 多機関協働事業（重層的支援体制推進事業）

各支援機関で受け止めた相談のうち、単独では対応が難しい複雑化・複合化した事例は福祉総合相談課や社会福祉協議会コミュニティソーシャルワーカー等が連携し、専門機関との役割分担や支援の方向性を協議し、各機関による支援を行います。

（担当課：福祉総合相談課）

⑧ 参加支援事業（重層的支援体制推進事業）

支援に結びつきにくい事例においては、地域資源の活用や新たな支援に結びつくよう、ニーズに見合う集いの場や就労等、社会参加の促進を図ります。

（担当課：福祉総合相談課）

⑨ 地域づくり事業（重層的支援体制推進事業）

専門機関による支援だけでなく、地域による支援も可能となるよう地域づくりを推進し、地域資源の開発を行います。

（担当課：福祉総合相談課）

⑩ 豊田市地域自立支援協議会

委託相談支援事業所等で構成される豊田市地域自立支援協議会が必要に応じて関係機関と連携していきます。

（担当課：障がい福祉課）

第 5 章 計画の推進体制

第5章では、本計画の推進体制や進行管理について説明しています。

- ▶ 内容
- 1 進行管理
- 2 評価体制

1 進行管理

- 「成果目標」及び「評価指標」については、毎年度末に実績値を確認し、実績管理を行います。
- 取組の柱に紐づく重点取組や事業の実績については、事務局で実績管理を行います。

2 評価体制

- 「豊田市再犯防止推進委員会」を新たに設置し、計画の進捗管理を行います。
- 計画全体の評価については、取組内容や成果を確認します。
- 取組の柱に紐づく重点取組等については、実際に取り組む中で出た課題点や問題点について「豊田市再犯防止推進委員会」で情報共有し、より良い取組となるよう協議します。
- 国や愛知県の取組を踏まえた上で、必要に応じて見直しなどを行います。

巻末資料編

巻末資料編では、策定の経過や、策定の検討を行った会議体、用語説明についてまとめています。

▶ 内容

- 1 策定の経過
- 2 「豊田市再犯防止推進計画」策定委員会設置要綱
- 3 用語説明

1 策定の経過

年月日	実施事項
令和2年 4月23日	関係課長会議
令和2年 6月(書面)	第1回 豊田市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会
令和2年 11月12日	第1回 「(仮) 豊田市再犯防止推進計画」庁内検討委員会
令和2年 11月24日	第2回 豊田市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会・ 第2回 豊田市地域福祉活動推進委員会 合同会議
令和3年 3月17日	第2回 「(仮) 豊田市再犯防止推進計画」庁内検討委員会
令和3年 6月7日	第1回 「(仮) 豊田市再犯防止推進計画」庁内検討委員会
令和3年 6月22日	第1回 「(仮) 豊田市再犯防止推進計画」策定委員会
令和3年 6月30日	第1回 豊田市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会・ 第1回 豊田市地域福祉活動推進委員会 合同会議
令和3年 8月5日	第2回 「(仮) 豊田市再犯防止推進計画」庁内検討委員会
令和3年 8月25日	第2回 「(仮) 豊田市再犯防止推進計画」策定委員会
令和3年 11月1日	第3回 「(仮) 豊田市再犯防止推進計画」庁内検討委員会
令和3年 11月15日	第3回 「(仮) 豊田市再犯防止推進計画」策定委員会
令和3年 12月6日～ 令和4年 1月5日	パブリックコメントの実施
令和3年 2月3日	第4回 「(仮) 豊田市再犯防止推進計画」庁内検討委員会
令和3年 2月7日	第4回 「(仮) 豊田市再犯防止推進計画」策定委員会

2 「(仮) 豊田市再犯防止推進計画」策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、(仮) 豊田市再犯防止推進計画（以下「計画」という。）の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 計画を策定するに当たり、必要な事項を検討するため、「(仮) 豊田市再犯防止推進計画」策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる再犯防止に係る関係機関及び団体から推薦された者をもって組織する。

2 委員の任期は、計画策定までとし、やむを得ない理由により委員会に出席できない場合は、代理の者が委員会に出席することができる。

3 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(役員)

第4条 委員会に会長及び副会長を各1名置き、委員の互選により定める者をもって充てる。

2 会長は、委員会を招集し、その会議の議長となるほか、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(オブザーバー)

第5条 会長は、再犯防止に関して優れた識見を有する者を必要に応じて委員会に招集することができる。ただし、オブザーバーは議決権を有さないこととする。

(会議)

第6条 委員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(協議事項)

第7条 委員会は次に掲げる事項を協議するものとする。

(1) 計画の策定に関すること。

(2) その他、目的達成のための必要な事項に関すること。

(事務局)

第 8 条 委員会の事務局は、豊田市福祉部地域包括ケア企画課に置く。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、豊田市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）
「(仮) 豊田市再犯防止推進計画」策定委員 ※五十音順 敬称略

	所属団体（機関）名	氏名
委員	愛知県社会福祉士会	近藤 孝
委員	愛知県地域生活定着支援センター	丹羽 宏太
副会長	愛知県弁護士会	杉本 みさ紀
委員	豊田市基幹包括支援センター	山地 香代子
委員	豊田市社会福祉協議会	八木 将仁
委員	豊田市地域自立支援協議会	渡辺 裕矢
委員	豊田市保護司会	野呂 光枝
委員	豊田保護区協力雇用主会	岡本 勝
委員	豊田市民生委員児童委員協議会	梅村 康子
委員	名古屋矯正管区	中山 小百合
委員	名古屋保護観察所	井坂 朱実
会長	日本福祉大学（司法福祉）	湯原 悦子

事務局：地域包括ケア企画課

3 用語説明

あ行

一般調整

適当な釈放後の住居があるものの、釈放後に福祉サービス等を受けることが必要であると認める高齢又は障がいを有する受刑者等に対し、当該住居に居住した後に必要な福祉サービス等が受けられるよう生活環境の整備を行うもの

入口支援

軽微な犯罪をして起訴猶予となり釈放されたり、刑事裁判で執行猶予（保護観察に付されるものを除く。）などになった高齢者、障がい者に対する住居確保や生活面、福祉面の支援を行うこと

か行

矯正施設

犯罪を行った者や非行のある少年を収容し、改善更生のための処遇等を行う施設。刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所など

矯正就労支援情報センター室（コレワーク）

法務省が所管する機関で、出所後の就労が決まっていない受刑者等の取得資格、帰住地、出所予定時期等の情報を管理し、雇用を希望する事業主に対して、その雇用ニーズに適合する者を収容している施設の情報を提供するところ

協力雇用主

犯罪をした者又は非行少年の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主

居住支援協議会

住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障がい者等入居を拒まれやすい等により、住宅の確保について配慮が必要な方）が民間賃貸住宅へ円滑に入居できる環境を整備することを目的に設立した組織

刑事施設

矯正施設のうち、刑務所、少年刑務所、拘置所のこと

刑事司法機関

警察、検察庁、裁判所、矯正施設、保護観察所のこと

刑法犯

凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯、その他の刑法犯のこと

更生緊急保護

刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた人について、保護が必要であると認められる場合には、本人の申出に基づき、緊急的に、必要な援助など保護の措置を実施することにより、速やかな改善更生を図るもの

更生保護

犯罪をした者や非行少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動

更生保護施設

犯罪をした者や非行少年で帰るところがない人などに居場所を提供して立ち直りを支援する施設。全国に100を超える施設があり、市内には1か所ある。

更生保護女性会

女性としての立場から地域の犯罪予防活動と、犯罪をした人や非行少年の更生支援活動を行うボランティア団体であり、非行問題等を話し合うミニ集会や子育て支援など様々な活動を実施している。

国選弁護人

勾留中の被疑者や被告人が貧困などの理由で弁護人を選任できない場合に、被疑者・被告人の請求または職権により裁判所が選任する弁護人

さ行

社会福祉士

身体的・精神的・経済的なハンディキャップのある人から相談を受け、日常生活がスムーズに営めるように支援を行ったり、困っていることを解決できるように支えたりする社会福祉専門職の国家資格

社会を明るくする運動

犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの改善更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための全国的な運動

生活困窮者自立支援事業

就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立等、様々な要因によって経済的に困窮し、又はそのおそれのある者に対して、経済的自立や日常生活の自立、社会的自立のための様々な支援を早期的、包括的に行う事業

セーフティネット住宅

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（住宅セーフティネット法）の改正により創設された住宅確保要配慮者（低額所得者や高齢者、障がい者等であることを理由に入居を制限されやすい方）の入居を拒まない住宅として登録された住宅

た行

地域移行

犯罪をした者等が地域（地元や新たな再出発の場所）で地域住民に支えられながら生活すること。

地域生活定着支援センター

高齢または障がいを有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設出所者について、出所後直ちに福祉サービス等に繋げるために都道府県ごとに設置されている支援機関。令和3年度からは高齢または障がいのある被疑者・被告人等を支援する業務が新たに開始された。

地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、介護・福祉・保健・医療など様々な相談を受ける総合相談窓口で、市内には全ての中学校区に計28か所設置している。

出口支援

矯正施設を出所する人に対し、住居確保や就労支援、福祉サービスの利用の調整などの社会復帰に向けた支援を行うこと

独自調整

生活環境調整のうち、矯正施設が主体となつて行う調整で一般調整や特別調整以外のもの

特定非営利活動法人愛知県就労支援事業者機構

協力雇用主会の事業に対する助成や、雇用奨励金の支給に加え、行政による委託事業を受託して、保護観察・更生緊急保護の対象者等の更生に向け、就職活動支援や職場定着支援等の就労支援事業を行う団体

特別調整

生活環境調整のうち、高齢（おおむね65歳以上）又は障がいをもつる受刑者等であつて、かつ、適当な帰住予定地が確保されていない者を対象として、特別の手續に基づき、帰住予定地の確保その他必要な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるよう生活環境の整備を行うもの

は行

BBS会

兄や姉のような身近な存在として非行など様々な問題を抱える少年たちと触れ合つて、悩みの相談を聞いたり一緒にレクリエーション活動等を行つたりするとともに活動や非行防止のための活動など様々な活動（BBS運動 Big Brothers and Sisters Movement）を実施する青年のボランティア団体

微罪処分

犯罪事実が極めて軽微で、かつ、検察官から送致の手續きをとる必要がないとあらかじめ指定されたものについて、刑事手續きを終了させる処分

保護観察

犯罪をした者又は非行少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導監督と補導援護を行うもの

保護司

犯罪をした者や非行少年の立ち直りを地域で支えるボランティアで、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員。保護観察の実施、生活環境の調整、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行う。

や行

よりそい弁護士制度

身柄拘束を受けた被疑者・被告人や受刑者の釈放後の社会復帰・再犯防止のための弁護士の活動を愛知県弁護士会が支援する制度

豊田市再犯防止推進計画

発行 令和4年3月

豊田市福祉部地域包括ケア企画課

〒471-8501 豊田市西町 3-60

電 話 0565-34-6787

F A X 0565-34-6793

E-mail hokatsu-care@city.toyota.aichi.jp